

# 平成 22 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 3)



目		次
議案番号	件名	ページ
定県第 129 号議案	平成22年度神奈川県一般会計補正予算（第 5 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 地方債変更	3



## 平成 22 年度神奈川県一般会計補正予算（第 5 号）

平成22年度神奈川県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43億 6,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 7,731 億 9,872 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債変更」による。

平成 22 年 10 月 13 日 提出

神奈川県知事 松 沢 成 文

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		千円 175,554,810	千円 3,899,000	千円 179,453,810
	1 国庫負担金	105,442,409	115,000	105,557,409
	2 国庫補助金	60,334,857	3,784,000	64,118,857
13 諸収入		28,050,334	5,000	28,055,334
	7 負担交付収入	4,944,575	5,000	4,949,575
14 県債		352,142,000	459,000	352,601,000
	1 県債	352,142,000	459,000	352,601,000
歳入合計		1,768,835,726	4,363,000	1,773,198,726

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 労働費		千円 23,474,557	千円 3,540,000	千円 27,014,557
	3 雇用対策費	14,475,142	3,540,000	18,015,142
10 土木費		107,287,928	823,000	108,110,928
	2 道路橋りょう費	39,289,970	568,000	39,857,970
	3 河川海岸費	19,986,460	230,000	20,216,460
	4 砂防費	9,172,316	25,000	9,197,316
歳出合計		1,768,835,726	4,363,000	1,773,198,726

第2表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 一 般 公 共 事 業 費	千円 22,042,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 平成22年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる地 方公共 団 体金融 機構資 金につ いて、 利率 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 22,501,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 平成22年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる地 方公共 団 体金融 機構資 金につ いて、 利率 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
		起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。				起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	352,142,000				352,601,000			